

## 貧困の連鎖に対抗する施策に関する考察 —低所得世帯児童への学習習慣支援策に特化して—

○ 新潟大学 中川 兼人 (008700)

[キーワード] 生活保護、貧困の連鎖、子どもの貧困

### 1. 研究目的

生活保護受給者数は、いわゆる「バブル崩壊」から4年後の1995年度に制度開始後の最低数(年度確定値882,229人)を更新し、その後反転増加基調で推移している。特に、2008年の「リーマンショック」後の世界同時不況を契機に、2011年7月には現行生活保護法施行以降の最大数(月2,050,495人)を記録。その後も2013年度末までの増加が確認できる。

こうした状況下、発表者は福祉事務所で延6,500世帯以上の保護実施に関わり、被保護者の「現実」と向き合うなかで、貧困が親から子へと世代を超えて引き継がれる「貧困の世代間連鎖」が凝集的に生起する事態を目の当たりにしてきた。すなわち、最終学歴が中学校卒・高校中退などにより低位の社会階層にある親の養育下で、子どもたちも結果的に高等教育から排除され、若年での「できちゃった婚」とパートナーとの離別により「一人親世帯」となって生活に困窮し生活保護に至るといった経時的なライフヒストリーを、あたかも被保護者の典型であるかのように認識させられてきたのである。

社会保障の目的が「防貧(貧困の予防)」にあるとすれば、こうした貧困の連鎖を断ち切ることを目的とした支援が構想され、組織化され、実行される必然がある。

この研究は、発表者自らがその生成に関与した「新潟市東区学習習慣支援プログラム」に基づく支援を中心に分析し、「貧困の連鎖」に対抗しうるソーシャルワーク実践の一つの手法として有効性を持つものであり、同種の活動に取り組む主体に対する一定の示唆の導出を目的とする。

### 2. 研究の視点および方法

#### (1) 分析の対象

2010年度開始の新潟市東区における「学習習慣支援プログラム」による支援の形成過程と効果を分析する。この活動は、発表者が中心となって企図した自治体の取り組みであり、低所得世帯に属する児童を対象とした学習支援を中核とする支援である。

分析対象は、①この支援が生起した動機、背景などを含めた生成過程、②運営主体、支援対象などプログラムの構造の特徴、③支援の効果とした。

#### (2) 分析の方法

①については、発表者自らがその生成に関与した支援であるため、事実経過、組織内

外の合意形成に至るまでに重ねられた相互行為などを、公文書だけでなく、発表者自身の覚え書きなどの不定型データを含めて分析した。

②については、①の支援を相対化して把握するため、2005年度施行の「自立支援プログラム」に基づいて全国の自治体で取り組まれた「学習支援」を目的とする事業を公開されたデータをもとに網羅的に把握し比較分析を行った。

③については、公的に実施された事業結果の評価に加え、2014(平成26)年2月に新潟市の生活保護実施事務担当者(現業員)等を対象に実施したアンケートによる意識調査の結果を統計的に分析した。

### 3. 倫理的配慮

この研究は、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守するとともに、新潟大学歯学部倫理委員会の承認を得て実施した(2014年5月27日 倫理審査承認番号25-R47-04-07)。

### 4. 研究結果

次の事項について一定の有効性を確認した。

- ① 対象児童…居場所感・学習習慣・高校卒業・自己肯定感・自尊感情・将来のビジョン・大学や専門学校進学・社会貢献意識等
- ② 対象世帯の親…子どもへの関心増加・自らの生活態度改善・将来のビジョン等
- ③ 事業継続性…指導者の確保・財源の確保・事業内容の改善等
- ④ 事業運営者…指導者のやりがいと経験アップ・事業体験の伝承・後継者の育成等

### 5. 考察

「貧困の連鎖」に対抗するための低所得世帯児童を対象とした学習支援事業について、次のとおり考察した。

- 運営主体は、事業の継続性と安定性および地域のボリューム(ニーズの凝集性)という観点から、一つまたは複数の福祉事務所を実施主体とすることが有効。
- 委託実施の場合は、学生が直接児童をサポートする体制が構築できるよう、大学等の教育機関への委託が適切。支援経験により大学生にも貧困の連鎖という現実に対する認識が深まる。
- 支援対象世帯は、「生活保護世帯」に限定せず、「市区町村民税非課税世帯」から「市区町村民税所得割非課税世帯」までの広範な低所得世帯の児童に拡大することが有効。
- 支援対象児童生徒は「中学3年生」に限定せず、小学生、高校生への拡大が効果的。勉強のつまずきが小学生の段階から始まり、高校中退にならないよう学習習慣を継続させるため。
- 支援内容は、最低限「週に1回」以上集まって「勉強できる場所」と「勉強をサポートしてくれる若い人」、「勉強以外の相談援助を行える人材」の提供が有効。